

1 許可の対象 法第12・32条、政令第4条ほか

以下のいずれかに該当する工事で、令和7年5月26日以降に着手するものが、盛土規制法の許可の対象となります。（令和7年5月25日以前に着手する工事については30ページをご確認ください。なお、許可が不要となる場合について31ページに掲載しています。）

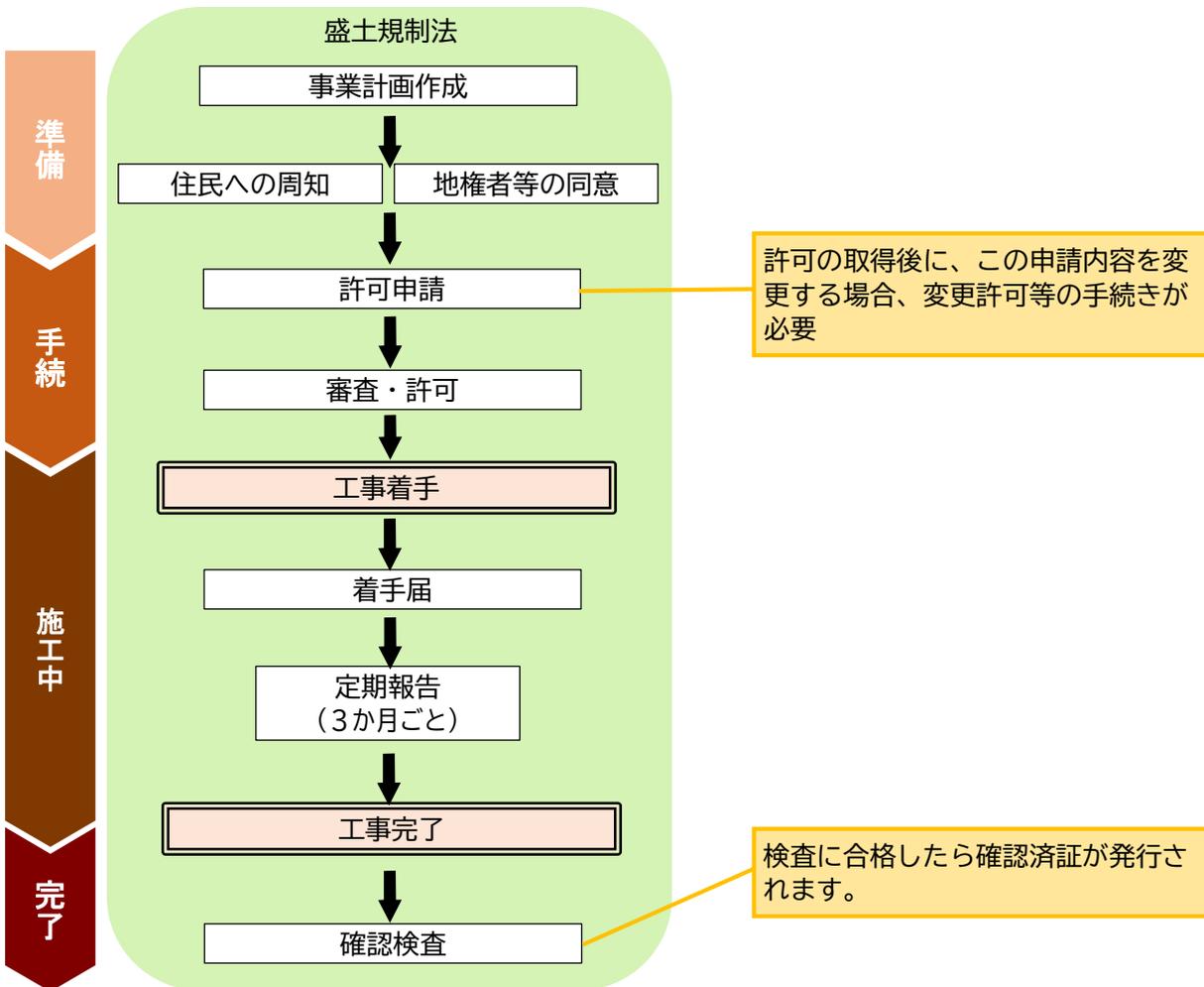
また、許可期間は最大5年のため、5年を超えて工事を行う場合は、変更許可の取得が必要となります。

- 最大時に堆積する高さが2m超、かつ面積が300㎡超となるもの
  - 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
- 詳細は4ページ参照

2 許可工事の流れ（イメージ） 法第12・16～17条、施行条例第4・7～9条ほか

許可の対象となる工事は、以下の流れで進めることとなります。

また、盛土規制法の手続きとは別に、盛土環境条例の手続きが必要となる場合があります。詳しくは「第5編 盛土環境条例」をご覧ください。



名称	必要となる場合	手続きの目的・添付書類	手続きのタイミング
①許可申請	許可の対象となる土石の堆積を行おうとする場合	工事計画等が許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞21ページの書類	工事への着手前
②変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画等の変更が、許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	工事計画の変更前
③軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合（工事主の名称の変更等）	許可工事について、許可情報の軽微な変更を把握するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	変更後遅滞なく
④着手届	許可工事に着手した場合	許可工事について、着手されたことを把握するため ＜添付書類＞標識の写真、工程表等	工事着手から10日以内
⑤定期報告	一定規模を超える許可工事に着手した場合、3ヶ月ごとに必要	許可工事について、基準に沿って安全対策が行われているかを定期的に確認するため ＜添付書類＞施工状況の写真等	2,5,8,11各月末日
⑥地位承継の届出（一般承継）	許可を受けた工事主の地位を一般承継（相続・法人合併等）をする場合	承継の事実を把握するため ＜添付書類＞承継の原因となった事実があったことを証する書面等	承継後遅滞なく
⑦地位承継承認申請（特定承継）	許可を受けた工事主から地位を特定承継（売買等による承継）をする場合	承継する者が基準を満たすか審査するため ＜添付書類＞工事の権原取得に係る書類、資力・信用に係る書類、地権者の同意書等	承継した者による工事着手前
⑧確認検査申請	許可工事について、計画どおりに工事を完了した場合	許可工事について、堆積されていた全ての土石の除却がなされたかを検査するため ＜添付書類＞工事の前後の写真等	工事完了から4日以内
⑨廃止届等	許可工事について、許可と異なる形で、工事を廃止・休止・再開する場合	現場が危険な状態で放置されないように、廃止・休止の前に安全上の措置を審査するため。また、再開の事実を把握するため。 ＜添付書類＞安全上の措置の計画書等	廃止・休止をする前（再開は、15日以内）

（注意）この表において、「許可工事」とは①又は②の許可を取得した工事を指します。

また、許可期間は最大5年間となります。

4

住民への周知

法第11条、省令第6条ほか

許可の取得に当たっては、以下のいずれかの方法で周辺地域の住民への周知が必要です。



住民説明会



書面配布



掲示板&インターネット掲示

周知の内容

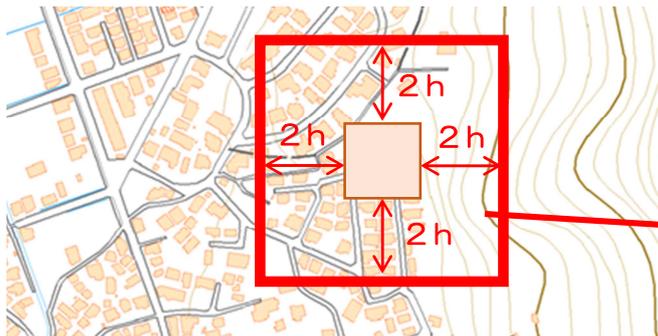
住民周知措置実施ガイドラインを参照

- 工事主の氏名又は名称
- 工事が施行される土地の所在地
- 工事施行者の氏名又は名称
- 工事の着手予定日、完了予定日
- 土石の堆積の高さ、土地の面積、土量
- 土石の堆積の目的
- 窓口（問い合わせ先）
- その他必要な事項

周知の対象範囲

住民周知措置実施ガイドラインを参照

「土石の堆積の境界（法尻）から水平距離  $2h$  の範囲（土石の堆積の最大高さを  $h$  と設定した場合）」の範囲の住民に対し、周知を行うことが必要となります。



〈周知の範囲の設定例〉  
土石の堆積の境界（法尻）から水平距離  $2h$  の範囲

5

許可申請書への添付書類

省令第7条第2項、細則第4条第2項ほか

盛土規制法の許可申請に当たっての添付資料は以下のとおりです。  
添付資料の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

種別	添付書類
図面 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面                             <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図</li> <li>・ 地形図</li> <li>・ 土地の平面図※</li> <li>・ 土地の断面図※</li> </ul> </div> </li> <li>・ 土石の堆積に講じた措置の内容が適切であることを証する書類（堆積した土石の滑動・崩壊に対する所定の措置を行う場合）</li> <li>・ 大臣認定擁壁の証明書（大臣認定擁壁を設置する場合）</li> <li>・ 設計者の資格に係る書類（高さ5m超の擁壁や鋼矢板、構台等がある場合）</li> <li>・ 求積図</li> <li>・ 工程表</li> <li>・ 排水施設流量計算書、防災計画平面図</li> </ul>
土地 権利 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地調書</li> <li>・ 地権者等の同意を証する書類</li> <li>・ 土地登記事項証明書、公図の写し</li> </ul>
資力 信用 能力 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金計画書</li> <li>・ 盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書</li> <li>・ 直近3年間の財務諸表（法人の場合。貸借対照表、損益計算書、個別注記表）</li> <li>・ 直近3年間の納税証明書（個人は所得税、法人は法人税）</li> <li>・ 申請者の証明書類（個人は住民票の写し、法人は法人登記事項証明書）</li> <li>・ 役員全員の住民票の写し（法人の場合）</li> <li>・ 申請者の信用に関する申告書</li> <li>・ 工事施行者の施行能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地付近の状況写真（撮影位置図を添付）</li> <li>・ 周辺地域の住民へ周知を講じたことを証する書類</li> <li>・ 申請書類のチェックリスト</li> </ul>

※ 現状と計画を比較できるように作成してください。

<補足事項>

その他の手続きに関する添付資料については、「申請の手引き」をご確認ください。

6

許可基準

法第12条第2項・13条、政令第6～22条、細則第5条ほか

盛土規制法の許可を受けるためには、次に掲げる基準を満たす必要があります。詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

技術的基準(土石の堆積)

① 堆積した土石の崩壊を防止する措置

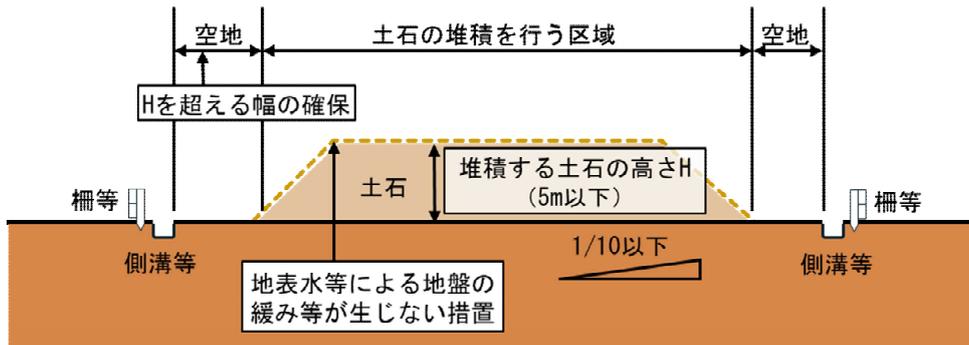
・土石の堆積を行う土地の勾配は、原則として10分の1以下とする必要があります。

② 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置

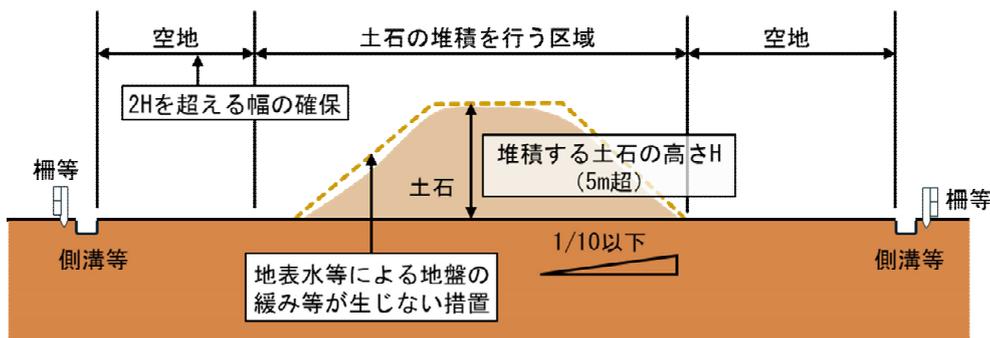
・土石の堆積を行うに当たり、次の(1)～(3)の措置を講ずる必要があります。なお、以下に示す〔主務省令で定める措置〕のいずれかを講ずる場合には、(1)～(2)の措置は不要となります。

(1) 土石の堆積を行う区域の周囲に、高さに応じた空地を設ける。

(ア) 堆積する土石の高さが5m以下の場合 ⇒ 当該高さを超える幅の空地



(イ) 堆積する土石の高さが5mを超える場合 ⇒ 当該高さの2倍を超える幅の空地



(2) 側溝等の外側に柵等を設けるとともに、見やすい場所に立入り防止柵の設置を行う。

(3) 空地の外側に側溝等を設置し、地表水を適切に排除する。

〔主務省令で定める措置〕

(1) 鋼矢板等の設置

- ・堆積高さを超える鋼矢板等の施設を設置する。
- ・想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下を生じない構造とする。

(2) 緩勾配による堆積及び防水性のシート等による保護

- ・1：2.0よりも緩い勾配とする。
- ・堆積した土石を防水性のシート等で覆う。

## 第4編 盛土規制法の手続き（土石の堆積）

### 資力・信用・施工能力

- ・工事主に、安全に工事を完了すると認められるだけの資力・信用があるか審査します。
- ・また、工事施行者（受注者）に、安全に工事を完了する能力があるか審査します。



**資力の審査**  
資金不足から安全面が疎かになるおそれがないか 等



**信用の審査**  
過去に違法な造成行為をしていないか 等



**施工能力の審査**  
工事施行者が、十分な経験や技術を備えているか 等

### その他

その他、周辺地域の住民への周知を行っているか、工事設計者が必要な資格を有しているか（一定の措置を講じる場合）、工事箇所の地権者等の全員から同意を得ているか等を審査します。



周辺地域の住民への周知が必要 設計者が資格を満たすことが必要 地権者等の全員から同意が必要

許可を取得したら・・・  
標識の設置を！

盛土規制法の許可を取得した工事の現場では標識の設置が必要です。



省令第87条の項目の掲示が必要

- ・工事主の氏名、代表者、住所
- ・許可年月日、許可番号
- ・工事施行者の氏名（名称）
- ・工事期間
- ・見取り図
- ・土石の堆積の高さ、面積、土量 ほか
- ・連絡先

第1編  
第2編  
第3編  
**第4編**  
第5編  
第6編  
巻末付録

盛土規制法の手続き（土石の堆積）

## 第4編 盛土規制法の手続き（土石の堆積）

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

巻末付録

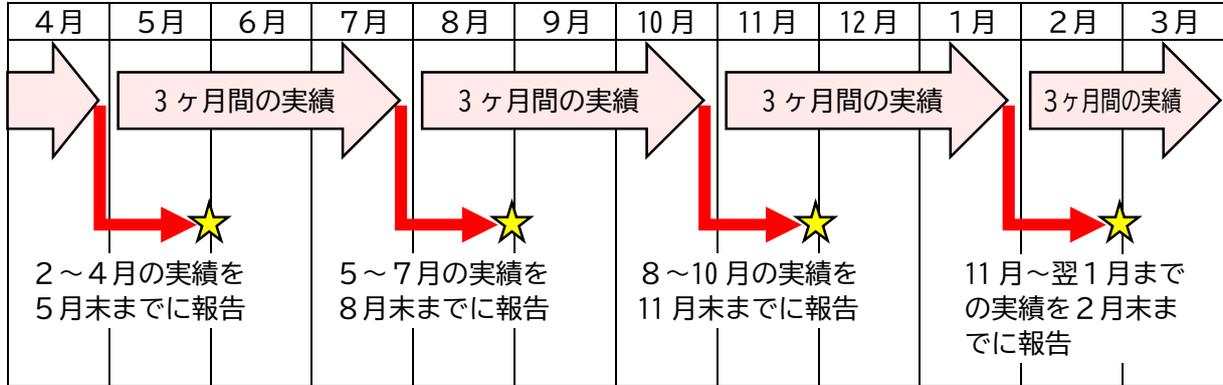
盛土規制法の手続き（土石の堆積）

7

### 定期報告

法第19条、政令第25条、省令第48～50条、施行条例第2条、細則第10～11条ほか

盛土規制法の許可を受けた工事で一定規模を超えるものは、3ヶ月ごとに定期報告が必要となります。



### 対象となる規模

以下のいずれかに該当するものが対象となります。

- 最大時に堆積する高さが5m超、かつ面積が1,500㎡超となるもの
- 最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの

### 報告事項

- 土地の所在地、許可年月日、許可番号、前回の報告年月日
- 堆積している土石の高さ
- //       面積
- //       土量
- 期間中に堆積又は除却された土石の土量
- 災害の防止のため必要な措置の状況  
（排水施設、構台、鋼矢板・擁壁、防水性のシート等の施行状況）

みなし許可

国や都道府県等が行う工事で、静岡県知事との協議が完了した案件は、許可を取得したものとみなされます。ただし、許可申請は不要となりますが、その後の定期報告は盛土規制法に基づき行うことになります。

工事に付随する土石の堆積

工事の施行に付随して行われるものであって、その工事に使用する土石又はその工事で発生した土石を、工事現場（又はその付近）に一時的に堆積するものは、以下の①～③に挙げる要件を全て満たす場合、許可の取得が不要となる場合があります。

詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

<要件>

種別	内容
①工事の施行に付随するもの	主となる本体工事があった上で、以下の2つを両方とも満たすこと ・「当該工事に使用する土石 <sup>※1</sup> 」や「当該工事から発生した土石」を、本体工事の現場 <sup>※2</sup> やその付近に一時的に堆積するもの ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの
②工事の現場又はその付近で行われるもの	以下のいずれかで行われる土石の堆積であること ・工事の現場 <sup>※2</sup> ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地 <sup>※3</sup>
③本体工事の期間中に行われるもの	本体工事の期間中に行われるものであること

※1 「当該工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石（工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む）のこと

※2 「工事の現場」とは、工事が行われている土地。請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取扱う。

※3 工事現場間の直線距離が20 km以内のものに限る。